

藤沢市天嶽院下自治会会則

(名称及び目的)

第1条 この会は天嶽院下自治会（以下「この会」という）と称し、地域住民の親睦並びに、安全・安心な地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 この会の事務所は会長宅に置き、役員会等は市民の家を利用する。

(組織)

第3条 この会は藤沢市弥勒寺3丁目、弥勒寺4丁目、藤が岡3丁目の区域内に居住する住民と、天嶽院をもって組織する。

2. 会務の円滑な運営を図るために、この会の区域内に組及び班を置く。

(事業)

第4条 この会は第1条の目的を達成するため、次の部を置き、各事業を行う。

- 1) 生活環境部 一斉清掃やごみ処理等の環境衛生に関すること。
 - 2) 防犯防災部 防犯パトロールや防犯に関する情報発信と、住民の防災意識の向上に向け、防災訓練等の実施に関すること。
 - 3) 文化体育部 文化活動・体育・レクリエーション等に関すること。
 - 4) 社会福祉部 敬老事業や福祉バザー等の福祉活動に関すること。
 - 5) 交通安全部 交通安全キャンペーン等を通じた事業に関すること。
 - 6) 広報部 「広報ふじさわ」の配布数管理や掲示板情報の管理に関すること。
 - 7) 青少年愛護部 パトロール等による青少年の健全育成に関すること。
- 上記1)～7)の各部員数は、別途年度単位で決定する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 2名 |
| 3) 会計 | 1名 |
| 4) 書記 | 1名 |
| 5) 各部部長、副部長、部員 | 各部各1名、各部部員若干名 |
| 6) 各組長、各班長 | 若干名 |
| 7) 監事 | 2名 |
| 8) 顧問 | 若干名 |

上記1)～8)のメンバは、定期総会（または臨時総会）の承認をもって決定する。また、新たな職務が必要となった場合は、定例役員会にて審議し、定期総会（または臨時総会）の承認をもって決定する。

(役員任期)

第6条 役員任期は原則1年とするが、再任を妨げないものとする。

2. 退任後の役員は、次年度の1年間も「自主防災協力グループ」の一員として自治会活動の各事業に協力するとともに、イベント等の行事にも参加、及びスタッフとして手助け等を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、各事業を推進する。会務全般を担当する。

2. 副会長は、会長を補佐し、場合によって会長の職務を代行する。
3. 会計は、この会の経理を担当し、会計処理、及び報告を行うものとする。
4. 書記は、各会議や報告の記録等を行うものとする。

上記役員は、「執行部」として定例役員会前には、事前の調整会議を行う。

5. 各部部长は、各部の事業活動の業務に参加し、この会に展開する。
副部長は、部長を補佐し、場合によっては部長の職務を代行する。
部員は、部長および副部長と共に事業活動に協力する。
6. 組長は、組全体の運営に関わる活動を担当する。
班長は、班全体の運営に関わる活動を担当する。
組長と班長は、必要に応じて、連携して職務を行うものとする。
7. 監事は、この会の会計処理に対して監査を行う。
各年度の監査は、前年度の役員から選出されるものとする。
8. 顧問は、過去に会長、及び副会長等の役員経験者より選出され、この会の活動に、オブザーバーとして協力するものとする。

(総会)

第8条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2. 定期総会は毎年1回とし、会長がこれを招集し、その議長となる。
3. 臨時総会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
4. 総会における事項は、概ね次のとおりとする。
 - 1) 会則の見直し
 - 2) 事業報告と、次年度事業計画(案)
 - 3) 会計報告と、次年度会計予算(案)
 - 4) 次年度役員名簿(案)
 - 5) その他、必要と認められた事項
5. 総会は会員過半数の出席(委任状も含め)によって成立し、各事項は、出席者の過半数の同意と委任状によって「承認」され、決定する。
可否同数の場合は、議長の決定によるものとする。

(その他の会議)

第9条 この会の定例役員会は、毎月1回(8月除く)開催するほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

2. 第7条4項のとおり、執行部の役員は、定例役員会に向け、事前の調整会議を毎月1回開催する。
3. 各部部長や、各組長は、必要に応じて会議を開催することができる。

(会計)

第10条 この会の経費は、会費その他の収入による。

2. 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
但し、会計収支を行う等の理由により、2月末を年度の会計締めとして会計報告をまとめるものとする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、その都度定例役員会において審議し、決定するものとする。

付 則 初版会則施行：平成7年4月1日

改訂会則施行：1. 平成20年4月1日

2. 令和3年4月1日

改訂履歴 1. 第6条に2項追加（平成20年4月1日）

2. 以下の個所について改訂（令和3年度4月1日）

・全条にて誤字等を修正

・第5条：以下の役職（下線部）を追記

－5) 各部部長、副部長、部員

－8) 顧問

－“新たな職務が必要となった場合は・・・”について記載

・第7条：部員、及び顧問に関する職務内容を追記

・第10条：2月末の会計締めについて追記